

入所生活介護利用料金表

① 従来型個室利用者における入所生活介護サービス利用料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 <small>※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担</small>
要介護1	589単位	589円
要介護2	659単位	659円
要介護3	732単位	732円
要介護4	802単位	802円
要介護5	871単位	871円

② 多床室利用者における入所生活介護サービス利用料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 <small>※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担</small>
要介護1	589単位	589円
要介護2	659単位	659円
要介護3	732単位	732円
要介護4	802単位	802円
要介護5	871単位	871円

※当施設の多床室は、4人部屋、2人部屋となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

③ 付加サービスの利用料金

※算定した場合、介護報酬単位に基づいた下記の自己負担額となります

	単位	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 <small>※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担</small>
看護体制加算Ⅰ 2	4単位	4円
看護体制加算Ⅱ 2	8単位	8円
個別機能訓練加算Ⅰ	12単位	12円

個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	20円/月
栄養マネジメント強化加算	11単位	11円
配置医師緊急時対応加算 【早期・夜間】	650単位/回	650円/回
配置医師緊急時対応加算 【深夜】	1300単位/回	1300円/回
協力医療機関連携加算1	100単位/月	100円/月
生活機能向上連携訓練加算Ⅱ2	100単位/月	100円/月
排せつ支援加算Ⅰ	10単位/月	10円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3単位/月	3円/月
在宅サービスを利用した時の費用	560単位	560円
退所時栄養情報連携加算	70単位/月	70円/月
再入所時栄養連携加算	200単位/回	200円/回
退所時情報提供加算	250単位/1回限	250円/1回限
療養食加算	6単位/1食	6円/1食
看取り介護加算Ⅰ (死亡日45日前～31日前)	72単位	72円
看取り介護加算Ⅰ (死亡日30日前～4日前)	144単位	144円
看取り介護加算Ⅰ (死亡日前々日～前日)	680単位	680円
看取り介護加算Ⅰ (死亡日)	1280単位	1280円
経口移行加算	28単位	28円
経口維持加算Ⅰ	400単位/月	400円/月
経口維持加算Ⅱ	100単位/月	100円/月
初期加算	30単位	30円
外泊時費用	246単位	246円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月	50円/月
ADL維持等加算Ⅰ	30単位/月	30円/月
安全対策体制加算	20単位/入所時	20円/入所時
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数の136/1000	

※単位で表示されている部分は介護保険の給付対象であり、単位合計に10

を掛けた数値の「介護保険負担割合証」に記載された割合が個人の負担金額となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

<各付加加算の内容について>

- 看取り介護加算は、医師が終末期にあると判断した入所者について、医師、看護師、介護職員が共同で本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場合に、死亡日以前31日以上45日以下について一日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下について一日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日について一日につき680単位を、死亡日については一日につき1,280単位を死亡月に加算します。
ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は算定しません。
- 経口移行加算は、経管により食事を摂取する入所者について、経口摂取を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行う場合、180日を限度に加算します。（ただし、経口摂取が一部可能な入所者であって、継続して経口による食事の摂取に移行するための栄養管理が必要とされる方については、引き続き加算されます。）
- 経口維持加算は、経口で食事を摂取できるが摂食機能障害がある方で、著しい誤嚥が認められる入所者は経口維持加算Ⅰを、②誤嚥が認められる入所者は経口維持加算Ⅱを、それぞれ180日を限度として加算します。（ただし、引き続き誤嚥が認められ、医師の指示に基づき特別な栄養管理を継続する必要がある場合は、180日以降も引き続き加算されます。）
- 初期加算は、入所した日から起算して30日以内の期間について、入院・外泊期間を除き加算します。
- 外泊時費用は、自宅への外泊や病院入院等、施設外に外泊した翌日から起算して、最大で6日間まで加算します。（※1泊2日の外泊では加算されません。）外泊時費用が加算されている6日間、または、それ以降も外泊されている場合、入所生活介護利用料金は発生しません。
- 生活機能向上連携加算は、外部のリハビリテーション専門職等が施設を訪問し、施設職員と連携して機能訓練を実施した場合に算定されます。
- 排せつ支援加算は、排泄に介護を要する入所者のうち、身体機能の向上や環境を軽減できると判断し支援計画を作成・支援した場合算定されます。
- 褥瘡マネジメント加算は、入所者の褥瘡発生を予防するため項目に基づい

て少なくとも3ヶ月に1回の評価し、厚生労働省に提出した場合算定されます。

- 在宅サービスを利用したときの費用は、外泊の際、当施設が他のサービス事業所に委託して行う場合や併設事業所がサービス提供を行う場合、月6回を限度に算定されます。
- 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が行う口腔ケアの回数を月2回以上とし、歯科衛生士から職員へ技術的助言・指導を行った場合に算定されます。
- 退所時栄養情報連携加算は、医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合、月に1回を限度として算定されます。
- 再入所時栄養連携加算は、医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理（経管栄養や嚥下調整食の新規導入）が必要となった場合、再入所した際に算定されます。
- 栄養マネジメント強化加算は、管理栄養士が低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、栄養ケア計画を作成・食事観察・食事の調整等を実施した場合に算定されます。
- 科学的介護推進体制加算とは、入所者のADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況・心身の状況等の基本情報を記録しサービスに活用した場合に算定されます。
- ADL維持等加算とは、入所者全員のADL値を測定・記録し、サービスに活用した場合に算定されます。
- 安全対策体制加算とは、事故発生の防止・発生時の適切な対応を行うために担当者を設置して必要な措置を実施した場合に算定されます。
- 退所時情報提供加算は、医療機関へ退所となった場合に、退所後の医療機関に対して心身の状況や生活歴等の情報を提供した場合に1回に限り算定されます。
- 協力医療機関連携加算とは、利用者の健康状態を日々記録を行い、協力医療機関または利用者の主治医に対して月に1回以上の情報提供をした場合に算定されます。

① 居住費

基準費用額：個 室・・・1日につき 1,330円

多 床 室・・・1日につき 860円

※利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

国が定める利用者段階における負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日あたりの居住費	
	従来型個室	多床室
第1段階	380円	0円
第2段階	480円	430円
第3段階	880円	430円

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。上記の負担限度額に係る認定証をお持ちの方はご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

※ ただし感染症や治療上の必要性等やむを得ない事情により個室の利用が必要な場合は、多床室と同様の負担となります。

② 食費

基準費用額：1日につき 1500円

(朝食 480円、昼食 500円、夕食 520円)

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

利用者段階における負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1360円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

③ その他の費用

健康管理費（協力病院外来処方料、お薬代、他院受診料等）インフルエンザ予防接種費用（年1～2回）、散髪代（カット(税込)2,200円、カット・顔剃り(税込)2,900円）、重要事項説明書コピー代（1枚10円）等、実費負担となります。また、嗜好の品や衣類等のお買い物代行等、日常生活にかかる費用や、外部業者での洗濯をご希望された場合は、その費用も実費負担となります。

短期入所生活介護利用料金表

① 従来型個室利用者における短期入所生活介護サービス利用料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
要介護1	603単位	603円
要介護2	672単位	672円
要介護3	745単位	745円
要介護4	815単位	815円
要介護5	884単位	884円

② 従来型個室利用者における連続61日以上短期入所生活介護を行った場合のサービス料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
要介護1	573単位	573円
要介護2	642単位	642円
要介護3	715単位	715円
要介護4	785単位	785円
要介護5	854単位	854円

③ 多床室利用者における短期入所生活介護サービス利用料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
要介護1	603単位	603円
要介護2	672単位	672円
要介護3	745単位	745円
要介護4	815単位	815円
要介護5	884単位	884円

④ 多床室利用者における連続61日以上短期入所生活介護を行った場合のサービス料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
要介護1	573単位	573円
要介護2	642単位	642円
要介護3	715単位	715円
要介護4	785単位	785円
要介護5	854単位	854円

※当施設の多床室は、4人部屋、2人部屋となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

② 付加サービスの利用料金

※算定した場合、介護報酬単位に基づいた下記の自己負担額となります

	単位	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
生活機能向上連携加算Ⅱ	100単位/月	100円/月
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	6円
長期利用者提供減算	30単位	30円
療養食加算	8単位/1食	8円/1食
送迎加算	片道 184単位	片道 184円
個別機能訓練加算	56単位	56円
口腔連携強化加算	50単位/月	50円/月
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数の136/1000	

※単位で表示されている部分は介護保険の給付対象であり、単位合計に10を掛けた数値の「介護保険負担割合証」に記載された割合が個人の負担となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

① 居住費

基準費用額：個 室・・・1日につき 1,330円
多 床 室・・・1日につき 860円

※利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

国が定める利用者段階における負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日あたりの居住費	
	従来型個室	多床室
第1段階	380円	0円
第2段階	480円	430円
第3段階	880円	430円

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。上記の負担限度額に係る認定証をお持ちの方はご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

※ ただし感染症や治療上の必要性等やむを得ない事情により個室の利用が必要な場合は、多床室と同様の負担となります。

② 食費

基準費用額：1日につき 1500円
(朝食 480円、昼食 500円、夕食520円)

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

利用者段階における負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1360円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

③ その他の費用

健康管理費（協力病院外来処方料、お薬代、他院受診料等）インフルエンザ予防接種費用（年1～2回）、散髪代（カット(税込)2,200円、カット・顔剃り(税込)2,900円)、重要事項説明書コピー代（1枚10円）等、実費負担となります。また、嗜好の品や衣類等のお買い物代行等、日常生活にかかる費用や、外部業者での洗濯をご希望された場合は、その費用も実費負担となります。

介護予防短期入所生活介護利用料金表

①従来型個室利用者における介護予防短期入所生活介護サービス利用料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
要支援1	451単位	451円
要支援2	561単位	561円

②多床室利用者における介護予防短期入所生活介護サービス利用料金

	基本サービス費 (単位)	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
要支援1	451単位	451円
要支援2	561単位	561円

※当施設の多床室は、4人部屋、2人部屋となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

③付加サービスの利用料金

	単位	介護保険適用時の1日当たり 1割自己負担額 ※一定以上所得者の場合は2割又は3割負担
生活機能向上連携加算Ⅱ	100単位/月	100円/月
口腔連携強化加算	50単位	50円
療養食加算	8単位/1食	8円/1食
送迎加算	片道184単位	片道184円
個別機能訓練加算	56単位	56円
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数の136/1000	

※単位で表示されている部分は介護保険の給付対象であり、単位合計に10を掛けた数値の「介護保険負担割合証」に記載された割合が個人の負担となる。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、

ご契約者の負担額を変更します。

① 居住費

基準費用額：個室・・・1日につき 1,330円
多床室・・・1日につき 860円

※利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

国が定める利用者段階における負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日あたりの居住費	
	従来型個室	多床室
第1段階	380円	0円
第2段階	480円	430円
第3段階	880円	430円

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。上記の負担限度額に係る認定証をお持ちの方はご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

※ ただし感染症や治療上の必要性等やむを得ない事情により個室の利用が必要な場合は、多床室と同様の負担となります。

② 食費

基準費用額：1日につき 1500円
(朝食 480円、昼食 500円、夕食 520円)

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

利用者段階における負担限度額（日額）

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階①	650円
第3段階②	1360円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

③ その他の費用

健康管理費（協力病院外来処方料、お薬代、他院受診料等）インフルエンザ予防接種費用（年1～2回）、散髪代（カット(税込)2,200円、カット・顔剃り(税込)2,900円)、重要事項説明書コピー代（1枚10円）等、実費負担となります。また、嗜好の品や衣類等のお買い物代行等、日常生活にかかる費用や、外部業者での洗濯をご希望された場合は、その費用も実費負担となります。